

存在が記されている。狂言師の存在は、「延岡御家中分限帳」においても見ることができ、神事能の場において、狂言もまた行なわれていたことは間違いない。さらに、「右、左衛門佐様御代⁵⁴被下候」とあることから、こうした能狂言役者達が、有馬氏の時代より延岡に存在していたことが窺える。但し、常にこれらの町人達だけで神事能を行なっていたのではなく、「諸御用」宝永五年（一七〇八）十月三日には「一從大坂神事ニ付、杉山源之進・大鞍打一人・小鞍打武人來ル、右万歳丸御⁵⁵今日入津、兩人之役者町宿申付候」とあり、「日録」元禄十五年十月一日においても「見下竹田住居之浪人大谷五郎左衛門、仍賜食仕舞有之、因神事能當町人招之、實有内命⁵⁶」として、他地域より能役者を招いていることがわかる。

また三浦氏の時代には、この両神事能の前に、西之丸における稽古能が行われるようになる。三浦氏に代わり、三河国吉田より八万石で入封する牧野氏の町奉行である加藤勘左衛門が、三浦氏の寺社奉行であつた岡田新右衛門からの「覚書并口達之趣」に基づき記したとされる「祭礼並祈祷代參諸遷宮神事能取曇⁵⁷」においても、「壱岐守様御代⁵⁸打組と申候而、神事能之通、於西曲輪ニ有之候」として、三浦氏の時代より始まつたとする。このような、藩主の居館を置く西之丸における稽古能の実施は、徳川綱吉の能楽愛好の影響を受け、各藩が能楽の充実を図つた、全国的な能楽の盛況を示す、一つの事例とも言えるかもしれないが、牧野氏もまた「其通ニ為致候」として、三浦氏以降、西之丸における稽古能は、引き継がれていくこととなる。

しかしながら、次の牧野氏の時代における能楽に関する具体的な事例は、史料の伝存状況の制約もあり、ほとんど確認することができない。現時点では確認できるものとしては、「御家譜⁵⁹」において、牧野貞通が藩主を務める享保二十年（一七三五）の「一同年十月十五日、延岡ニ而八幡神事能有之候ニ付、若殿様始而御覽」とする記述と、翌二十一年の「一同年三月十一日、延岡ニ而神明神事

能、若殿様始而御覽」の記述のみである。しかし、牧野氏に代わり、陸奥国磐城平より七万石で入封する内藤氏⁶⁰への引継文書である「祭礼並祈祷代參諸遷宮神事能取曇」では、以前の藩主達の例を示しながら、牧野氏の時代の神事能の取り扱いを記しており、牧野氏の時代においてもまた、両神事が隔年交代の制度のもと、引き続ぎ行なわれていたことを確認することができる。但し、「御家譜三」に記された両神事能の開催年に注目すると、隔年交代に開催するという体制は変わっていないものの、三浦氏の時代に行なわれていた年と、一年のズレが生じていることがわかる。

このような一年のズレは、何故、生じたのであろうか。史料からは、どの時点から、このようなズレが生じたのかを確認することはできない。しかし、三浦氏に代わり牧野氏が入封した正徳二年（一七一四）の、延岡請取状況を記した「牧野大学延岡請取方覚帳書抜⁶¹」によると、七月十二日に所替を仰せ付けられた牧野氏の家臣達が延岡へ到着し始めるのは、十月に入つてからのことであり、一方の三浦氏の家臣達も、「日録」では「一十月朔陰、未後乗船、惣人數暮時迄ニ乗船無異」とあるように、引き継ぎにあたる家臣を除き、大部分は三河国刈谷への移動を行なつてている。【表2】によれば、正徳二年は十月十五日に今山八幡宮で神事能が行なわれるはずの年であるが、最終的な引き継ぎが行なわれるのは十一月十三日であり、こうした状況下にあって、どちらの史料においても神事能についての記載は見ることはできない。このことは、引き継ぎの慌しさの中で、正徳二年の今山八幡宮での神事能は翌年に延期され、以降、一年のズレが生じた状態のまま、隔年交代での神事能が行なわれるようになつた可能性を示すものと言えるだろう。

延享四年（一七四七）、内藤氏が入封する際の牧野氏との引き継ぎに際しては、三月十九日の転封の達しを受けてから、約五ヶ月後にあたる八月十二日に最終的な引き継ぎが行なわれたこともあり、【表2】には、牧野氏以降の隔年交代の順番に

従い、十月十五日に今山八幡宮で行なわれた神事能の番組を記してある。それによると「翁」にはじまり、「弓八幡」「田村」「梅枝」「葵上」「海人」の五番の能が、そして、その合い間には「今参」「昆布壳」「餅酒」の狂言三番も行なわれていたことが確認され、さらには演者達の名前も見ることができる。

『明治大学所蔵 内藤家文書目録⁶²』において「第一部一一〇岩城・延岡覚帳」として分類された、寛延二年（一七四九）から明治元年（一八六八）にかけて、延岡藩邸の用人が留めた史料では、一部史料の脱漏はあるものの、このような神事能における番組を見ることができます。そこには、上演された演目、演じ手などが記されており、家臣や町人達で構成された、数多くの演じ手達の存在を確認することができるが、シテ方を代々務める荒木氏に注目すると、「新由緒書⁶³」には次のように記されている。

同九巳年正月十二日、伴儀、能方為伝授、往来之外日数百日御暇奉願、江戸表喜多七太夫方江罷越、乱伝授仕候

これによると、荒木伴作昌芳の伴である荒木庄助信通が、寛政九年（一七九七）に、江戸の喜多流の九世七太夫古能の元へ修行に赴いていることがわかる。また、荒木庄助信通の息子である荒木左右藏信美もまた、文政八年（一八二五）に「師家喜多七太夫方江内弟子罷越」と記すなど、少なくとも荒木氏がシテを務める能においては、喜多流の能が行なわれていたことが確認される。また、この荒木氏は「古由緒書⁶⁴」では次のように記されている。

当御代

荒木庄助信次

延享四卯年九月七日、被召抱金五両武人扶持被下置、御口屋勤被仰付候、寛延三年十二月十二日、御取約二付金武両御減少被仰付候、同年九月四日、大較指南仕候ニ付、年々銀武枚宛被下置候

これによると荒木庄助信次は、「牧野氏の延岡から常陸笠間への転封に当つて、笠間へ移ることなく、そのまま延岡領内に止まり、内藤

氏の支配下にあつてもその地位を保ち、職務を継続した⁶⁵」、延岡において新たに召し抱えられた家臣達の一人であることがわかる。荒木氏以外にも、宝暦元年に御能方を仰せ付けられる岡部・尾崎・岡師・堤・戸高・松竹・町原など、番組においてその名を確認することができる各氏は、いずれも「延岡御抱之者⁶⁶」であり、磐城からの家臣達の中で、御能方を務めていることが確認できるのは、僅かに加勢氏などに過ぎない。

このことは、延岡における内藤氏の能楽に対する活動もまた、「朝夕猿樂ニ而已心ヲ尽クシ⁶⁷」と評された、磐城平藩時代の能楽愛好を持ち込んだものではなく、「祭礼並祈祷代參諸遷宮神事能取曖」に「一神事能方之者、家中諸士之内、又ハ小給人・町人入交、神事能方之者、神事能相勤候様致來候」と記された、「延岡御抱之者」達や町人達によって担われていたことを示すものと言えるだろう。

以上、高橋・有馬氏の時代に始められた今山八幡宮・神明宮神事能が、三浦・牧野・内藤各氏において、どのようにして引き継がれ、そして行なわれていたかについて見てきた。そこからは、隔年交代のズレなどは生じたものの、藩主の交代に影響されず、在地に残る町人や「延岡御抱之者」達を中心として行なわれる、両神事能の姿が明らかになった。しかしながら、能楽という芸能の性質上、演じ手の存在だけで神事能を上演することはできず、これらの両神事能を継続して行なう上で、能面や能装束といった様々な能道具の存在が不可欠であることは言うまでも無い。

次章では、こうした両神事能における能道具類の存在について検討してみよう。

三 神事能における能道具

延享四年（一七四七）に延岡へ入封した内藤氏は、新たな領主と

しての支配を行うのに際し、旧領主の政策や領内の様相を知る上で、数多くの文書を牧野氏より引き継いでいる。「祭礼並祈祷代參

諸遷宮神事能取曇」もまた、そうした引継文書の一つであるが、そ

こには「八幡神明神事能大概覚」として、今山八幡宮と神明宮における神事能についての記述がなされており、神事能の道具類に関する記述がなされている。

一神事能道具、高橋時代²⁴壬午岐守様御代、城下町江被下來候ニ付、今度前格之通、年寄共江相渡置申候、新規ニ少々為拵候類茂御座候、委細書付帳面、年寄共江相渡置申候、御尋可被成候

これによると、神事能の道具類は、高橋氏の時代から三浦氏の時代へと、城下の町年寄達に渡し置かれており、牧野氏の時代においても、新たに制作した道具類を加え、内藤氏へと引き継がれていくことになるが、このような能道具類の引き継ぎは、本当に行なわれていたのであろうか。三浦氏から牧野氏への藩主交代が行なわれた、正徳二年九月十一日の「日録」²⁵の記述からは、このような能道具類の引き継ぎが、実際に行なわれていたことを確認することができる。

有来能衣裳并此方ニ而被仰付候分者為記、御用出来候物故不残差置可然旨相談、一帳ニ仕分、十兵衛・平八郎・目付衆壱人連

名、近日町年寄三人・吉野屋茂右衛門ニ被相渡候様申渡之

この「日録」の記述によれば、三浦氏が延岡藩に入封した段階において、既に「有来能衣裳」として、有馬氏より引き継いだ能衣裳が存在していたことが窺える。また、三浦氏が新たに加えた品々について、「御用出来候物故」²⁶として残らず置いていくなど、「祭

渡置申候」とするが、この「委細書付帳面」と考えられる帳面が、「御能道具改帳」²⁷として伝えられている。

まず「従先年有來候御能道具覚」として記された、牧野家入封以前から伝えられてきた能道具類を見てみると、面をはじめ、唐織や厚板、腰帯や鬚帶などの装束類、透冠、唐冠などの冠り物、羽団扇や珠数などの小道具といった、能を演じる上で欠かすことのできない百二十四件の能道具類を確認することができる。これに対し、「當御代御仕足能道具覚」として記す、牧野氏が新たに追加した能道具類は、二十七件を確認することができるが、そのほとんどが「従先年有來候御能道具覚」に見えるものと重複しており、使用によつて傷みの生じ易い、装束や小道具などの染織品が中心となつてゐる。

このことは、牧野氏入封以前の段階において既に、神事能の道具類の大部分が整えられ、そして引き継がれてきてることを示していると言えるだろう。また、三浦氏の治世は、元禄五年（一六九二）から正徳二年（一七一二）と、牧野氏の治世よりもさらに短い期間であり、今山八幡宮・神明宮の両神事能の始まりが、それぞれ高橋氏・有馬氏の時代である可能性が高いことを考へると、「従先年有來候御能道具覚」に記された道具類の中でも、三浦氏の時代に追加された道具類は、それほど多いものとは考へ難い。つまり、今山八幡宮・神明宮の両神事能は、神事が始まつた高橋氏・有馬氏の時代に、そこで使用する能道具類の大部分が集積され、それを引き継いでいくことで、継続して行なわれていたのである。

こうした引き継がれる能道具類は、従来の大名家の表道具として捉えられることの多い能道具類の姿とは異なるものと言えるが、そこに記された面に注目すると、「従先年有來候御能道具覚」として、次のように記されている。

並祈祷代參諸遷宮神事能取曇」では、「委細書付帳面、年寄共江相